

大阪府消費生活センター
所長 濱本慶一 様

2017年4月17日
全大阪消費者団体連絡会
事務局長 飯田秀男

大阪府の消費者行政に係る要望書

貴職におかれましては、日頃より消費者の権利の確立と自立の支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府消費者基本計画策定から2年が経過しました。この間、施策の強化にご努力いただいていますことに心より敬意を表します。

同時に、残りの計画期間内で取り組みを更に強めていただきたい事項がございます。

とりわけ、高齢者など消費者被害の防止・救済に特に配慮を要する消費者に対する地域での見守りネットワークづくりは喫緊の課題であり、弊会でも調査・研究活動を進めているところです。

つきましては、以下の要望を提出いたします。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 高齢者など消費者被害の防止・救済に特に配慮を要する消費者に対する地域での見守りネットワークづくりが府内各市町村に広がるよう、大阪府の取り組みを強めてください。

具体的には、

- ①府内市町村ごとに標記ネットワークの有無や概要を調査し、府民に広く公表してください。

その際、消費者安全確保地域協議会の設置状況に加え、消費者被害防止・救済を目的とするその他の見守りネットワークや消費者担当部局と福祉担当部局との連携の有無・概要についても調査し、公表して下さい。

- ②府内外の先進事例を踏まえ、ネットワークづくりの留意点・手引きを取りまとめ、市町村にネットワークづくりを呼びかけるとともに、府民に広く公表してください。

- ③府内の関係団体間の連携を促進するための場づくりを行ってください。

- ④現行の大阪府消費者基本計画期間である平成31年度までに、全ての市町村で消費者担当部局と福祉担当部局が連携して、消費者被害の防止・救済に取り組まれるよう、取り組みを強めて下さい。また、府内市町村の消費者安全確保地域協議会設置または消費者被害防止・救済を目的とするその他の見守りネットワークを実施する市町村数の目標を定めて、取り組みを強めてください。

2. その他

- (1) 現行の大阪府消費者基本計画の中間年である平成29年度において、基本計画の実施状況の評価を丁寧に行い、残りの期間における計画の充実・具体化を図ってください。

(2) 都道府県レベルでの未設置が大阪府を含めて 2 府県だけとなっている消費者教育推進地域協議会（平成 29 年 3 月現在。第 17 回消費者教育推進会議資料より）について、速やかに設置して、消費者教育の実施状況の把握と推進施策の具体化について、消費者代表も参加して広く議論する場を作ってください。

(3) 問題のある事業者や消費者契約が広がらないように、事業者指導の強化と苦情審査委員会の活用を図ってください。また、府内に事務所を置く特定適格消費者団体、適格消費者団体との連携を進めてください。

以上